

令和5年4月12日

保護者の皆様へ

津山市立津山東中学校  
校長 河原 一誠

## 津山東中学校での基本的なルールについて（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、本校の教育に多大なご理解とご支援を賜り感謝いたしております。

さて、本校では、生徒が安全・安心に学ぶことができる学校、保護者の皆様から信頼される学校をめざして、下記のような校内ルールを定め、サービスの厳正に努めています。

この件に関してお問い合わせがありましたら、学校（教頭）までご連絡ください。

### 記

#### 1. 情報管理について

- 個人情報に関わる書類や電子データの校外の持ち出しは原則しない。必要な場合は、校長に許可を得て、暗号をかける。

#### 2. 生徒との携帯電話またはメール・ライン（LINE）・SNSの使用について

- 生徒との携帯電話の番号やメールアドレス等の交換、携帯電話やメールでのやりとりは原則禁止とする。必要な場合は、保護者を通じて連絡をとる。
- 生徒の安全確保を図るため等、緊急の連絡先として生徒の携帯電話の番号等を取得したり交換したりする場合には必要最小限度の範囲とし、管理職の承認と保護者の承諾を得る。
- 教職員のスマートフォン利用については、校内で必要のないときに持ち歩かない。

#### 3. 生徒との面談や相談、個別指導について

- 生徒の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合は、あらかじめ生徒名、指導目的、場所等について管理職や他の教職員に告げてから行う。
- 原則として、複数の教職員により対応する。やむを得ず、1対1で面談等を実施する場合は、密室状態にならないように配慮する。
- 個別の相談や進路指導、生徒指導上の指導を行った場合は、必ず文書で記録を残す。指導にあたっては生徒と心の通い合う指導に努め、生徒指導上の問題行動には毅然とした対応をする。

#### 4. 教職員による生徒の送迎について

- 教職員の車には生徒を乗せない。緊急やむを得ず、生徒を自家用車に乗せる必要がある場合は、事前に保護者の承諾や管理職の許可を得る。

#### 5. 公金管理について

- 教材費、部活動での徴収金等を扱う場合、一時的に保管する場合は、施錠できる場所で管理する。
- 複数の教職員でチェックし、通帳管理をする。
- 年1回は保護者等による監査を受ける。

#### 【相談窓口】

津山東中学校 教頭 片山  
TEL (0868) 26 - 1413